

第146期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年6月24日（木曜日）
午前10時

場所

静岡県静岡市清水区天神一丁目7番30号
清水銀行天神本部3階大会議室

スマートフォンでの議決権行使は
「スマート行使」をご利用ください。

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を
読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」
が入力不要でアクセスできます。

▶ 詳細につきましては3頁をご覧ください。

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へ
のご出席に際しましては、ご自身の健康状態に留意して
いただき、ご無理をなさらぬようお願い申し上げます。

ご欠席される場合には郵送またはインターネットにより
議決権行使をしていただくこともできますので、是非ご利
用をご検討ください。

なお、株主総会の模様は後日ホームページにて配信を予
定しておりますのでご視聴ください。

当日は検温、マスク着用、アルコール消毒など感染予防
の措置をとらせていただきますので、ご協力くださいます
ようお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる
場合は、当行ホームページ（<http://www.shimizubank.co.jp/>）に掲載させていただきます。

目次

■ 第146期定時株主総会招集ご通知	1
■ インターネット等による議決権行使のご案内	3
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	4
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役 を除く）11名選任の件	5
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件	12
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役およ び社外取締役を除く）に対するスツ クオプションの具体的な内容決定の件	14
(添付書類)	
■ 第146期事業報告	16
■ 計算書類	34
■ 連結計算書類	36
■ 監査報告書	38



清水銀行

証券コード：8364

株 主 各 位

静岡県静岡市清水区富士見町2番1号
株式会社 清 水 銀 行
取締役頭取 岩 山 靖 宏

第146期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第146期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2021年6月23日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県静岡市清水区天神一丁目7番30号
清水銀行天神本部 3階大会議室

3. 株主総会の目的である事項

- 報 告 事 項
1. 第146期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告、計算書類報告の件
 2. 第146期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）11名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対するストックオプションの具体的な内容決定の件

4. 議決権行使等についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会ご出席

開催日時 2021年6月24日（木曜日）午前10時



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

〈代理人による議決権行使〉代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。 (なお、代理人の資格は、当行の議決権を有する他の株主さま1名とさせていただきます。)

郵送

行使期限 2021年6月23日（水曜日）午後5時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

インターネット

行使期限 2021年6月23日（水曜日）午後5時送信分まで



インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁をご参照のうえ、以下のいずれかの方法で議案に対する賛否をご入力ください。

- ①議決権行使書用紙右片に記載のQRコードをスマートフォンで読み取って行う「スマート行使」
- ②議決権コード、パスワードを入力して行う方法

機関投資家の皆さまへ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

詳細は3頁をご覧ください。

【**重複行使の取扱い**】 議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとして取扱いさせていただきます。また、インターネット等によって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

【**議決権の不統一行使**】 議決権の不統一行使を行う株主さまは、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨および理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。

【**インターネットによる開示事項**】 本招集ご通知に提供すべき書類のうち、「当行の新株予約権等に関する事項」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」、「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ (<http://www.shimizubank.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、計算書類および連結計算書類には、本招集ご通知添付書類記載のものほか、この「当行の新株予約権等に関する事項」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」、「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」として表示すべき事項も含まれております。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、当行ホームページ (<http://www.shimizubank.co.jp/>) にて、修正の内容を開示いたします。

以上

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを
読取ってください。



「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、右記の方法で
再度議決権行使をお願いいたします。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意

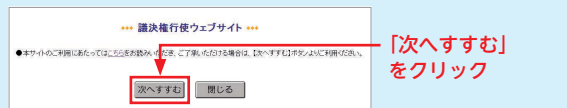
※パスワードは、議決権行使される方がご本人であることを
確認する手段です。なお、パスワードを当行よりお尋
ねすることはございません。

※パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用で
きなくなります。ロックされた場合、画面の案内にした
がってお手続きください。

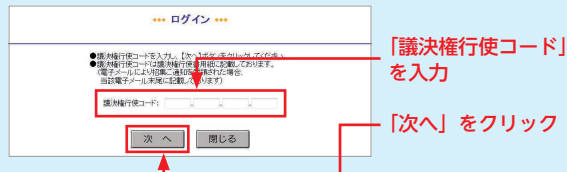
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

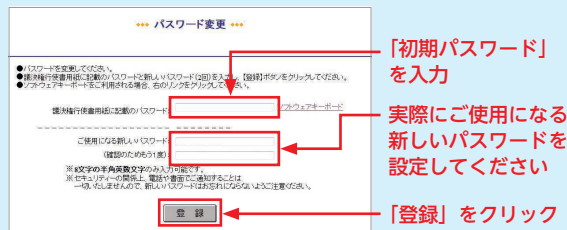
1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



2. 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



3. 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

≪お問い合わせ先≫ ご不明な点につきましては、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部（以下）にお問い合わせください
ますようお願い申し上げます。

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

0120-768-524

受付時間 9:00 ~ 21:00 (土曜日・日曜日・祝祭日を除く)

左記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

0120-288-324

受付時間 9:00 ~ 17:00 (土曜日・日曜日・祝祭日を除く)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、経営体質の強化と今後の経営環境の変化に備えるべく内部留保を確保するとともに、株主の皆さまへ安定的な配当を継続することを基本としており、下記のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金30円

総額 347,613,510円

なお、中間配当を含めました当期の年間配当は、1株につき60円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月25日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,500,000,000円

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）11名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（10名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役1名の増員を含む取締役（監査等委員である取締役を除く）11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名				現在の当行における地位
1	再任	とよ 豊	しま 島	かつい 勝	ちろう 一郎	取締役会長
2	再任	いわ 岩	やま 山	やす 靖	ひろ 宏	取締役頭取
3	再任	もち 望	づき 月	あや 文	と 人	専務取締役
4	再任	やぶ 藪	ざき 崎	ふみ 文	とし 敏	常務取締役
5	再任	ひがし 東	けい 恵	こ 子	社外 独立役員	社外取締役
6	再任	あい 相	ざわ 澤	たかし 隆	社外 独立役員	社外取締役
7	新任	い 伊	とう 藤	ようい 洋	ちろう 一郎	社外 独立役員 社外取締役監査等委員
8	再任	わか 若	ばやし 林	よう 陽	すけ 介	取締役
9	再任	た 田	むら 村	なお 直	ゆき 之	取締役
10	再任	ひら 平	いわ 岩	まさし 将		取締役
11	新任	ふか 深	ざわ 澤	のぶ 亘	ひで 英	執行役員

候補者
番号

1

とよしま
豊島

かつ いちろう
勝一郎 (1957年7月6日生)

再任



所有する当行の株式の数
14,673株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月 当行入行
1996年6月 当行秘書部長
2001年4月 当行理事総合統括部長
2003年6月 当行取締役富士支店長
2005年6月 当行常務取締役
2007年6月 当行専務取締役
2011年4月 当行取締役副頭取
2012年4月 当行取締役頭取
2020年4月 当行取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

経営企画、リスク管理、財務、営業推進、審査、人事等も含め幅広く銀行業務に携わり、2012年4月より取締役頭取、2020年4月より取締役会長として経営経験も有していることから、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補者としたものであります。

候補者
番号

2

いわやま
岩山

やすひろ
靖宏 (1964年7月13日生)

再任



所有する当行の株式の数
5,300株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月 当行入行
2005年6月 当行富士駅南支店長
2012年4月 当行理事富士支店長兼富士市役所前支店長兼松岡支店長
2014年4月 当行常務執行役員
2015年6月 当行取締役総合統括部長
2016年10月 当行常務取締役
2019年5月 当行専務取締役
2020年4月 当行取締役頭取（現任）

取締役候補者とした理由

経営企画、リスク管理、財務、営業推進、審査等も含め幅広く銀行業務に携わり、2019年5月より専務取締役、2020年4月より取締役頭取として経営経験も有していることから、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補者としたものであります。

候補者
番号

3

もちづき
望月

あやと
文人 (1964年1月27日生)

再任



所有する当行の株式の数
4,900株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月 当行入行
2007年6月 当行藤枝駅西支店長
2011年7月 当行理事本店営業部長兼興津支店長兼八木間支店長
2012年7月 当行理事本店営業部長
2013年6月 当行取締役本店営業部長
2015年6月 当行常務取締役
2018年11月 当行専務取締役（現任）

取締役候補者とした理由

経営企画、リスク管理、財務、営業推進、審査、人事等も含め幅広く銀行業務に携わり、専務取締役として経営経験も有していることから、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補者としたものであります。

候補者
番号

4

やぶざき
藪崎

ふみとし
文敏 (1962年6月1日生)

再任



所有する当行の株式の数
10,500株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月 当行入行
2007年6月 当行市場営業部長
2010年10月 当行東京支店長
2012年4月 当行理事総合統括部長
2013年6月 当行執行役員
2015年4月 当行常務執行役員
2017年6月 当行取締役
2019年5月 当行常務取締役（現任）

取締役候補者とした理由

経営企画、リスク管理、財務、市場運用、人事等も含め幅広く銀行業務に携わり、常務取締役として経営経験も有していることから、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補者としたものであります。

候補者
番号

5

ひがし
東

けい こ
恵子

(1953年8月23日生)

再任

社外

独立役員



所有する当行の株式の数
2,900株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月 東海大学短期大学部専任講師
1990年4月 東海大学短期大学部助教授
2004年4月 東海大学短期大学部教授
2007年4月 東海大学開発工学部感性デザイン学科教授
2011年4月 東海大学海洋学部環境社会学科教授
2015年6月 当行取締役（現任）
2019年4月 東海大学名誉教授（現任）

社外取締役候補者とした理由および社外取締役として期待される役割

大学教授として培ってきた経験と社会的信用を備えており、当行の社外取締役としての職務・職責を適切に果たしており、引き続き同氏の幅広い見識を経営に取り入れることを期待し、社外取締役候補者としたものであります。

候補者
番号

6

あい ざわ
相澤

たかし
隆

(1946年10月16日生)

再任

社外

独立役員



所有する当行の株式の数
1,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1969年4月 株式会社日本長期信用銀行入行
1996年6月 株式会社日本長期信用銀行取締役
1997年10月 長銀証券株式会社専務取締役
1998年6月 株式会社熊谷組常務取締役
2002年11月 鈴与建設株式会社取締役
2005年4月 鈴与建設株式会社代表取締役社長
2006年12月 鈴与コンストラクションホールディングス株式会社代表取締役社長（現任）
2012年7月 株式会社新ドリームプラザ（現 株式会社ドリームプラザ）代表取締役会長（現任）
2016年11月 鈴与建設株式会社代表取締役会長
2017年6月 当行取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および社外取締役として期待される役割

企業経営に関する豊富な経験および幅広い見識を有しており、当行の社外取締役としての職務・職責を適切に果たしており、引き続き同氏の幅広い見識を経営に取り入れることを期待し、社外取締役候補者としたものであります。

候補者
番号

7

いとう
伊藤

よういちろう
洋一郎 (1948年2月1日生)

新任

社外

独立役員



所有する当行の株式の数
1,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年4月 東京弁護士会に弁護士登録
1995年4月 静岡県弁護士会に弁護士登録換
静岡市葵区に伊藤総合法律事務所開設（現任）
1999年4月 当行仮監査役
1999年6月終了
2009年6月 当行監査役
2020年6月 当行取締役監査等委員（現任）

社外取締役候補者とした理由および社外取締役として期待される役割

長年の弁護士としての見識と経験を有しており、2009年6月より、当行の社外監査役に就任して以降、高い見識と法律の専門家としての見地からその職務・職責を適切に果たしており、引き続き同様の見地から職務を的確に遂行することを期待し、社外取締役候補者としたものであります。

候補者
番号

8

わかばやし
若林

ようすけ
陽介 (1965年12月23日生)

再任



所有する当行の株式の数
3,600株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年4月 当行入行
2012年4月 当行島田支店長
2014年4月 当行静岡南支店長
2016年4月 当行総務管理部長
2017年4月 当行経営企画部長
2017年6月 当行取締役経営企画部長
2019年5月 当行取締役（現任）

取締役候補者とした理由

経営企画、リスク管理、営業推進、市場運用、人事等も含め幅広く銀行業務に携わり、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補者としたものであります。

候補者
番号

9

たむら
田村

なおゆき
直之 (1964年9月22日生)

再任



所有する当行の株式の数
2,200株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月 当行入行
2003年10月 当行江尻支店長
2006年12月 当行業務企画部長
2009年7月 当行経営企画部長
2011年4月 当行焼津支店長兼田尻支店長兼大富支店長
2012年4月 当行東京支店長
2014年4月 当行総務管理部長
2016年4月 当行監査部長
2017年4月 当行理事総合統括部長
2019年6月 当行取締役（現任）

取締役候補者とした理由

経営企画、リスク管理、財務、市場運用、人事、審査等も含め幅広く銀行業務に携わり、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補者としたものであります。

候補者
番号

10

ひらいわ
平岩

まさし
将 (1968年4月17日生)

再任



所有する当行の株式の数
1,700株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年4月 当行入行
2010年7月 当行下香貫支店長
2016年4月 当行東京支店長
2018年4月 当行市場営業部長
2019年5月 当行総合統括部長
2020年6月 当行取締役（現任）

取締役候補者とした理由

リスク管理、財務、営業推進、市場運用等も含め幅広く銀行業務に携わり、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補者としたものであります。



所有する当行の株式の数
1,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年 4月 当行入行
2008年 7月 当行東部ローンセンター長
2011年 4月 当行蒲原支店長兼イオンタウン蒲原支店長
2014年 4月 当行名古屋支店長兼名古屋事務所長
2016年 4月 当行高橋支店長兼庵原支店長兼押切支店長兼辻支店長兼下野支店長
2018年 4月 当行理事富士支店長兼松岡支店長
2020年 4月 当行執行役員支店営業部長
2021年 4月 当行執行役員経営企画部長（現任）

取締役候補者とした理由

経営企画、営業推進等も含め幅広く銀行業務に携わり、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し取締役候補者としたものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当行との特別の利害関係について
- (1) 相澤隆氏が代表取締役会長を務める株式会社ドリームプラザと当行の間には、貸出金等の取引があります。
 - (2) 伊藤洋一郎氏は当行の顧問弁護士であり顧問料を支払っております。
 - (3) その他の候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者の独立性について(当行の社外取締役の独立性判断基準は13頁に掲載)
- 東恵子氏、相澤隆氏および伊藤洋一郎氏は、当行の社外取締役の独立性判断基準を満たす社外取締役候補者であります。また、当行は株式会社東京証券取引所に対して、東恵子氏、相澤隆氏および伊藤洋一郎氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しており、原案どおり選任をご承認いただいた場合、引き続き独立役員となる予定です。
3. 社外取締役としての在任年数について
- 当行社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、東恵子氏は6年、相澤隆氏は4年であります。なお伊藤洋一郎氏は現在監査等委員である取締役在任中であり（在任期間は1年）、当行社外監査役在任期間も含めると、本定時株主総会終結の時をもって在任期間は12年であります。また、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員である取締役を退任する予定であります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
- 当行は、東恵子氏、相澤隆氏および伊藤洋一郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。東恵子氏、相澤隆氏および伊藤洋一郎氏の選任をご承認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 役員等賠償責任保険契約について
- 当行は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役伊藤洋一郎氏は、取締役（監査等委員であるものを除く）に就任するため、本総会終結の時をもって退任されることから、監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、選任される監査等委員である取締役の任期は、当行定款第22条第3項の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

こなが や しげ ゆき
小長谷 重之 (1954年1月1日生)

新任

社外

独立役員



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年 6月 静岡市採用
2005年 4月 総務局総務部政策法務課長
2008年 4月 経済局商工部参与兼商業労政課長
2010年 4月 経営管理局行政管理部長
2011年 4月 経営管理局長
2012年 4月 総務局長
2013年 10月 静岡市副市长
2021年 3月 静岡市副市长退任

社外取締役候補者とした理由および社外取締役として期待される役割

静岡市副市长として行政で培ってきた経験と社会的信用を備えており、同氏の幅広い見識を経営に取り入れ、当行の監査等委員としての職務も的確に遂行することを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。

所有する当行の株式の数
100株

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者の独立性について（当行の社外取締役の独立性判断基準は13頁に掲載）
同氏は当行の社外取締役の独立性判断基準を満たす社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。同氏の選任をご承認いただいた場合には、当行は株式会社東京証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出する予定であります。
3. 社外取締役との責任限定契約について
同氏の選任をご承認いただいた場合には、同氏との間において会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額となります。
4. 役員等賠償責任保険契約について
当行は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

<ご参考>

当行における社外取締役の独立性判断基準

当行は、専門家としての知識および職務執行に必要な知見や経営者としての豊富な経験を有し、会社法に定める社外取締役の要件および「独立性判断基準」（下記参照）を満たす者を独立社外取締役として選任しております。

「独立性判断基準」

原則として、現在または最近において以下のいずれかの要件にも該当しない者とする。

1. 当行を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者または当行の主要な取引先若しくはその業務執行者。
2. 当行から役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等。
3. 当行を主要な取引先とするコンサルティング事務所、会計事務所および法律事務所等の社員等。
4. 当行から多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
5. 当行の主要株主、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
6. 次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者。
 - ア. 上記1～5に該当する者。
 - イ. 当行およびその子会社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人等。

※「最近」とは、実質的に現在と同視できるような場合をいう。例えば、独立役員を社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等が含まれている。1年以上前は「最近」に該当しない。

※「主要な」とは、事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先をいう。

※「多額」とは、過去3年間平均で1,000万円以上をいう。

※「近親者」とは、配偶者および二親等以内の親族をいう。

※「重要でない者」とは、会社・取引先の役員・部長クラスの者や各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士以外をいう。

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対する
ストックオプションの具体的な内容決定の件

当行は2020年6月25日開催の第145期定時株主総会において、企業価値向上への貢献意欲および株主重視の経営意識を従来以上に高めるため、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対するストックオプション報酬額および内容決定の件についてご承認いただいております。

今般の「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」等の施行に伴い、取締役に対する報酬としての新株予約権の付与について、株主総会における決議事項が明確化されたことから、改めて第145期定時株主総会の第5号議案として承認された取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬枠（年額270百万円以内（うち、社外取締役20百万円以内））とは別枠にて、株式報酬型ストックオプションとして割り当てる報酬枠を、従前と同様の年額36百万円以内とし、新株予約権の内容を下記のとおり（下線部分を追加し、その他は従前と同様）としたいと存じます。

各取締役に対する支給時期および配分等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案は、当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬等の内容の決定方針（招集通知24頁記載）に照らしても、相当なものであると考えます。

なお、現在の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の付与対象者となる取締役は8名ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）11名選任の件」が原案どおり承認されますと、付与対象者となる取締役は8名となります。

記

新株予約権の内容

(1) 新株予約権の総数ならびに目的となる株式の種類および数

事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限は2,200個とします。

新株予約権の目的となる株式は当行普通株式とし、上記の1年間の上限を22,000株とします。新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は10株とします。

なお、当行が合併、会社分割、株式無償割当て、株式分割または株式併合等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当行は必要と認める調整を行うものとします。

(2) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した公正価額を払込金額とします。なお、新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて当行に対する報酬債権と相殺するものとします。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

(4) 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から25年以内とします。ただし、行使の期間の最終日が当行の休日に当たる場合は、その前営業日とします。

(5) 新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、上記(4)の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとします。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとします。

(7) 新株予約権の取得に関する事項

①新株予約権者が権利行使をする前に、上記(5)の定めまたは新株予約権(株式報酬型ストックオプション)割当契約の定めにより、新株予約権を行使できなくなった場合、当行は取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

②当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または、当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当行の株主総会において承認された場合は、取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(8) その他新株予約権の内容

上記(1)から(7)の細目および新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることとします。

以上

(添付書類)

第146期 事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当行は、静岡県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、預金業務、貸出金業務、内国為替業務、外国為替業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、投資信託販売業務、保険代理店業務、金融商品仲介業務等を通じて、地域の皆さまに幅広い金融商品・サービスの提供を行っております。

金融経済環境

当期中におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により国内外の経済活動が停滞し、総じて厳しい状況が続きました。感染拡大の防止策を講じつつ、経済活動が徐々に再開していくなかで、製造業を中心に生産が回復し企業収益に一部改善の動きがみられましたが、外食産業や観光産業等のサービス業では依然として厳しい状況が継続しております。個人消費につきましても、外出自粛による生活スタイルや購買行動の変化から一部の業種で回復の動きもみられましたが、感染再拡大の状況により影響が長期化する懸念も出ております。

当行の主要営業基盤である静岡県経済につきましても、全体では厳しい状況が続いておりますが、輸出や生産は一部持ち直しており、業種ごとに異なる動きとなっております。雇用・所得環境につきましても、労働需給の悪化に歯止めが掛かりつつありますが、先行きは不透明な状況にあります。

金融環境につきましては、日米欧の主要中央銀行は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響から金融緩和政策を継続しております。国内長期金利は、日本銀行の「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」のもと0%近辺で推移しました。

事業の経過及び成果

当行は、2020年4月からスタートした第27次中期経営計画「ZENSHIN～架け橋を築く～」において掲げる施策を展開し、行員一人ひとりの力を結集し、お客さまに寄り添いながら、安定的な収益の確保と健全性の向上に取り組んでまいりました。

法人のお客さまへの取り組みとしては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業や個人事業主の皆さまの資金繰り支援を最優先事項と位置づけ、「しみず緊急支援資金」等を活用した迅速な資金供給に取り組んだほか、企業サポート室を新設し、お客さまの経営改善をサポートする人員を倍増させました。また、多様化するお客さまのニーズにお応えするため、シンジケートローンのアレンジによる大口資金供給や事業性評価に基づくお客さまの課題を盛り込んだコベナンツ付融資の取り扱いを拡大し、質の高い金融サービスを提供しました。

個人のお客さまへの取り組みとしては、お客さまの利便性向上を図るべく、非対面で手続きが完結する「しみずWebオートローン」、「しみずWeb教育ローン」を導入したほか、預金口座解約手続きの一部において印鑑不要とし、お客さまの負担を軽減しました。また、デジタル化の進展やお客さまのライフスタイルの変化に対応すべく清水銀行アプリの機能を拡充し、アプリ上で住所変更等の受付を可能としました。

アライアンス戦略としては、SBIグループとの連携項目を拡大する専担部署として業務開発部を新設しました。SBIグループが組成した新たなファンドへの出資や地域のお客さまが抱える事業承継課題への対応等を目的とした提携を拡充し、お客さまの多様化するニーズへの対応と企業価値向上に向けた支援体制の強化を図りました。また、地方創生を目的として、地域の農産物等生産者と利用者をつなぐ共同配送システムを運営するソーシャルベンチャー企業であるやさいバス株式会社と全国金融機関初の業務提携をいたしました。

こうした取り組みにより、お客さまにご満足いただけるサービスの充実を図ってまいりました。

損 益

経常収益は、有価証券関連収益の減少等により、前期比13億71百万円減少の218億74百万円となりました。経常費用は、経費及び与信関係費用の減少等により、前期比92億6百万円減少の185億3百万円となりました。

この結果、経常利益は33億70百万円、当期純利益は22億8百万円となりました。

なお、当行及びグループ会社の連結業績は、連結経常収益277億82百万円、連結経常利益34億75百万円、親会社株主に帰属する当期純利益21億63百万円となりました。

貸出金

貸出金につきましては、地域金融機関としてお客さまの資金需要に積極的にお応えした結果、前期末比544億円増加の1兆2,111億円となりました。

預金等

預金につきましては、地域に密着した営業基盤の拡充に努めた結果、前期末比1,073億円増加の1兆4,942億円となりました。

個人預かり資産につきましては、お客さまの多様化するニーズにお応えするなか、個人預金、個人年金保険等が増加した結果、前期末比750億円増加の1兆2,537億円となりました。

有価証券

有価証券につきましては、市場動向を注視しつつ、機動的な運用を行った結果、前期末比233億円増加の3,105億円となりました。

対処すべき課題

当行は、お客さまに寄り添い、きめ細かな金融サービスを提供することで地域における存在意義の発揮に努めてまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症は終息の目途が立っておらず、地域のお客さまの先行きに対する不安感は増しております。また、長期化するマイナス金利政策、デジタルイノベーションの進展などにより、金融機関を取り巻く環境はめまぐるしく変化し、求められる役割も多様化、高度化しております。

このような認識のもと、当行では、第27次中期経営計画「ZENSHIN～架け橋を築く～」において「お客さま本位の追求」、「人財活力の最大化」、「経営基盤の強化」の基本方針を掲げ、環境の変化に適応し地域とともに持続的に成長していくための施策を展開しております。特に事業を営むお客さまには、2020年6月に新設した「企業サポート室」及び2021年4月に新設した「ソリューション営業部」と営業店が連携して課題解決に取り組んでまいります。

今後も金融機関としての社会的責任を十分に認識し、強固なコンプライアンス態勢を構築するとともに、企業価値向上に向けたガバナンスの強化を図ってまいります。株主の皆さまや地域の皆さまの信頼と期待にお応えすべく、行員一人ひとりの感応力を高め、力を結集し、変革への挑戦と実践に取り組んでまいります。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預 金	1,350,623	1,390,359	1,386,907	1,494,257
定期性預金	751,924	752,082	732,052	716,462
その他	598,699	638,277	654,854	777,795
社 債	10,000	—	—	—
貸 出 金	1,097,004	1,129,123	1,156,716	1,211,117
個人向け	219,292	230,218	237,371	240,032
中小企業向け	648,912	671,982	685,422	737,030
その他	228,800	226,921	233,923	234,054
商品有価証券	457	636	575	523
有 価 証 券	308,102	300,501	287,130	310,524
国 債	53,546	46,439	44,895	67,332
その他	254,556	254,062	242,235	243,192
総 資 産	1,499,276	1,646,792	1,585,837	1,784,805
内 国 為 替 取 扱 高	6,249,034	9,983,254	5,901,832	7,454,579
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 346	百万ドル 382	百万ドル 497	百万ドル 346
経 常 利 益 (△は経常損失)	3,394	3,411	△4,464	3,370
当 期 純 利 益 (△は当期純損失)	2,573	2,492	△3,982	2,208
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)	円 銭 269 79	円 銭 223 23	円 銭 △343 75	円 銭 190 65

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経 常 収 益	27,637	28,675	28,974	27,782
経 常 利 益 (△は経常損失)	3,345	3,620	△4,230	3,475
親会社株主に帰属する当期純利益 (△は親会社株主に帰属する当期純損失)	2,332	2,521	△3,968	2,163
包 括 利 益	2,509	1,958	△5,980	5,179
純 資 産 額	83,602	89,173	82,512	87,071
総 資 産	1,510,013	1,656,759	1,596,871	1,795,397

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	953人
平 均 年 齢	40年4月
平 均 勤 続 年 数	17年0月
平 均 給 与 月 額	351千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託333人、出向受入者5人を含んでおりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

	当 年 度 末	
静 岡 県	76	うち出張所 (1)
東 京 都	1	(0)
愛 知 県	2	(0)
合 計	79	(1)

- (注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を55,038か所設置しております（セブン銀行ATM23,820か所及びイオン銀行ATM5,506か所、イーネットATM12,213か所、ローソン銀行ATM13,448か所を含む）。

ロ. 当年度新設営業所

該当ありません。

- (注) 1. イオンタウン蒲原支店を蒲原支店内に移転しました。
 2. セブン銀行及びイオン銀行、イーネット、ローソン銀行との提携ATMを除き、店舗外現金自動設備を1か所設置し、12か所廃止しました。

店舗外現金自動設備の新設

- ・ イオンタウン蒲原支店ザ・ビッグ蒲原店出張所（静岡市清水区）

店舗外現金自動設備の廃止

- ・ アピタ掛川出張所（掛川市）
- ・ ピアゴ富士宮店共同出張所（富士宮市）
- ・ 田子重駒越店共同出張所（静岡市清水区）
- ・ イオン焼津ショッピングセンター出張所（焼津市）
- ・ 共立蒲原総合病院共同出張所（富士市）
- ・ ジャンボエンチョー清水店出張所（静岡市清水区）
- ・ 富士川楽座出張所（富士市）
- ・ エスパルスドリームプラザ出張所（静岡市清水区）
- ・ 静岡市清水保健センター出張所（静岡市清水区）
- ・ 静鉄草薙駅出張所（静岡市清水区）
- ・ 富士屋田尻北店出張所（焼津市）
- ・ 静岡市立清水病院出張所（静岡市清水区）

八. 銀行代理業者の一覧

該当ありません。

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	547
---------	-----

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソフトウェア (AML システム 他)	49

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
清水ビジネスサービス株式会社	静岡県静岡市清水区富士見町2番1号	銀行事務代行業務	10百万円	100.00%	－
清水銀キャリアアップ株式会社	静岡県静岡市清水区富士見町2番1号	有料職業紹介業務	30百万円	100.00%	－
清水総合メンテナンス株式会社	静岡県静岡市清水区天神1丁目8番25号	不動産管理業務	30百万円	100.00%	－
株式会社清水地域経済研究センター	静岡県静岡市清水区富士見町2番1号	金融・経済の調査研究業務、研修運営業務	12百万円	100.00%	－
清水信用保証株式会社	静岡県静岡市清水区富士見町2番1号	信用保証業務	50百万円	100.00%	－
清水リース&カード株式会社	静岡県静岡市清水区富士見町2番1号	リース業務、クレジットカード業務	60百万円	15.13%	－
清水総合コンピュータサービス株式会社	静岡県静岡市清水区天神1丁目8番25号	コンピュータ関連業務	30百万円	5.00%	－

(注) 1. 上記の子会社等7社は、いずれも連結対象会社であります。

2. 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 2021年3月29日開催の取締役会において、清水銀キャリアアップ株式会社を2021年6月30日付で解散し、2021年9月に清算を結了することを決議しております。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称A C S）を行っております。
 2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称M I C S）を行っております。
 3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
- (7) 事業譲渡等の状況
該当ありません。
- (8) その他銀行の現況に関する重要な事項
該当ありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(2020年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
豊島 勝一郎	取締役会長 (代表取締役)		
岩山 靖宏	取締役頭取 (代表取締役)		
望月 文人	専務取締役		
藪崎 文敏	常務取締役		
東 恵子	取締役(社外役員)	学校法人東海大学 名誉教授	
相澤 隆	取締役(社外役員)	鈴与コンストラクションホールディングス株式会社 代表取締役社長 株式会社ドリームプラザ 代表取締役会長	
若林 陽介	取締役		
田村 直之	取締役		
鳥羽山 直樹	取締役		
平岩 将	取締役		
望月 昭宏	取締役監査等委員 (常勤)		
伊藤 洋一郎	取締役監査等委員 (社外役員)	弁護士 伊藤総合法律事務所	
磯部 和明	取締役監査等委員 (社外役員)	公認会計士・税理士 公認会計士磯部和明事務所	
河野 誠	取締役監査等委員 (社外役員)	弁護士 河野法律事務所	

- (注) 1. 当行は、2020年6月25日開催の第145期定時株主総会決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。
2. 上記のとおり、常勤の監査等委員を選定しております。常勤監査等委員を選定している理由は、執行部門の重要な会議への出席や内部監査部門等との連携、重要な各種情報収集や報告の受領等を行い、これらの情報を監査等委員全員で共有することで、監査等委員会の監査・監督の実効性を高めるためであります。
3. 2020年6月25日開催の定時株主総会終結の時をもって、取締役金田富士夫氏、取締役宇佐美俊二氏が退任しました。
4. 取締役監査等委員磯部和明氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役東恵子氏及び相澤隆氏、取締役監査等委員伊藤洋一郎氏、磯部和明氏、河野誠氏は、株式会社東京証券取引所に対し独立役員としての届け出を行っております。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

2021年2月15日開催の指名・報酬諮問委員会における審議を踏まえ、2021年2月22日開催の取締役会にて取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

当行の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、確定金額報酬、業績連動型報酬、及び株式報酬型ストック・オプションにより構成し、確定金額報酬：業績連動型報酬：株式報酬型ストック・オプションの割合は8：1：1を目安としております。社外取締役及び監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、確定金額報酬のみを支払うこととしております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数 (人)	報酬額の総額	報酬の内訳		
			確定金額報酬	業績連動型報酬	株式報酬型 ストック・オプション
取締役 (監査等委員である取締役を除く)	12	246	227	0	18
取締役 (監査等委員)	4	27	27	—	—
監査役	4	11	11	—	—

(注) 1. 当行は、2020年6月25日開催の第145期定時株主総会決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行（以下、本移行）しております。監査役の実支給人数及び報酬等は本移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）の実支給人数及び報酬等は本移行後の期間に係るものであります。

なお、支給人数には、本移行に伴い監査役から取締役（監査等委員）に就任した3名を含んでおります。

2. 上記の実支給人数には、2020年6月25日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く）2名を含んでおります。

3. 業績連動型報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の当期純利益を基準として、翌事業年度の6月から翌々事業年度の6月に在任する取締役(監査等委員である取締役を除く)に対して、次表のとおり決定される総額の範囲内で、役位、職責、在任年数を考慮しながら決定し、毎月支給しております。なお、当期純利益の実績は2018年度2,492百万円、2019年度△3,982百万円であります。

(業績連動型報酬枠)

当期純利益水準	報酬枠 (年額)
50億円以上	30百万円
30億円以上50億円未満	20百万円
10億円以上30億円未満	10百万円
10億円未満	0円

4. 株式報酬型ストック・オプションは、中長期的な企業価値向上への貢献意欲と株主重視の経営意識を高めるため、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)に対して、新株予約権を割り当てることとしております。ストック・オプションとしての新株予約権の割当て対象とする株式は当行普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は10株としております。具体的なストック・オプションの報酬額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出される新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額とし、年額36百万円以内の範囲で割り当てております。なお、ストック・オプションとしての新株予約権の発行総数は、事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に2,200個を上限とし、役位、職責、在任年数を考慮して決定しております。当事業年度における交付状況は下記のとおりです。

(当事業年度中に交付した新株予約権の概要)

①新株予約権の名称	株式会社清水銀行 第6回新株予約権
②新株予約権の割当日	2020年8月3日
③新株予約権の総数	1,305個
④新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当行普通株式 13,050株
⑤新株予約権の行使期間	2020年8月4日から2045年8月3日まで
⑥権利行使価格	1株当たり1円
⑦新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

5. 取締役の金銭報酬の額は、2020年6月25日開催の第145期定時株主総会において、取締役に対する報酬限度額は、確定金額報酬を年額270百万円以内(うち社外取締役20百万円以内)また、業績連動型報酬(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)を、確定金額報酬とは別枠で、当期純利益を基準として最大30百万円以内としております。当該株主総会終結時点の取締役の人数は取締役10名(うち社外取締役2名)であります。また、金銭報酬とは別枠で2020年6月25日開催の第145期定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプションとして年額36百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の人数は取締役8名であります。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2020年6月25日開催の第145期定時株主総会において、年額60百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の人数は4名(うち社外取締役3名)であります。

6. 2020年6月25日開催の取締役会にて、取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を代表取締役会長豊島勝一郎及び代表取締役頭取岩山靖宏に委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の確定金額報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動型報酬の評価配分であります。権限を委任した理由は、代表取締役が当行全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行っているからであります。取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、代表取締役は当該答申の内容に従って決定するものとしております。株式報酬型ストック・オプションは、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の新株予約権の割当個数を決定するものとしております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
東 恵子	会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
相 澤 隆	
伊 藤 洋一郎	
磯 部 和 明	
河 野 誠	

(4) 補償契約

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

記載対象となる役員等賠償責任保険契約はありません。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
取締役 東 恵子	学校法人東海大学 名誉教授
取締役 相澤 隆	鈴与コンストラクションホールディングス株式会社 代表取締役社長 株式会社ドリームプラザ 代表取締役会長
取締役監査等委員 伊藤 洋一郎	伊藤総合法律事務所
取締役監査等委員 磯部 和明	公認会計士磯部和明事務所
取締役監査等委員 河野 誠	河野法律事務所

(注) 上記に掲げる社外役員の兼職先等と当行の間には通常の銀行取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
取締役 東 恵子	5年9ヶ月	当期開催の取締役会15回の全てに出席しております。	主に大学教授としての知識と幅広い経験から議案の審議等に必要の発言を適宜行っております。また、当期開催の指名・報酬諮問委員会3回の全てに出席し、独立した客観的立場から発言を行っております。
取締役 相澤 隆	3年9ヶ月	当期開催の取締役会15回の全てに出席しております。	主に会社経営者としての広い見地と経験から議案の審議等に必要の発言を適宜行っております。なお、当期開催の指名・報酬諮問委員会3回の全てに出席し、独立した客観的立場から発言を行っております。
取締役監査等委員 伊藤 洋一郎	11年9ヶ月	当期開催の取締役会15回のうち14回に出席し、また当期開催の監査役会2回の全て、監査等委員会10回のうち9回に出席しております。	主に弁護士としての専門的な見地から議案の審議等に必要の質問、発言を行っております。
取締役監査等委員 磯部 和明	6年9ヶ月	当期開催の取締役会15回の全てに出席し、また当期開催の監査役会2回の全て、監査等委員会10回の全てに出席しております。	主に公認会計士・税理士としての専門的な見地から審議等に必要の質問、発言を行っております。
取締役監査等委員 河野 誠	9ヶ月	就任後、当期開催の取締役会13回の全てに出席し、また当期開催の監査等委員会10回の全てに出席しております。	主に弁護士としての専門的な見地から議案の審議等に必要の質問、発言を行っております。

(注) 当行は、2020年6月25日開催の第145期定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6人	28	—

(4) 社外役員の意見
該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 19,800,020株
発行済株式の総数 11,641,318株 (自己株式54,201株を含む)

(2) 当年度末株主数 5,490名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	589 ^{千株}	5.08%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	580	5.00
鈴与株式会社	483	4.17
清水銀行従業員持株会	404	3.48
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	337	2.91
SBI地銀ホールディングス株式会社	285	2.46
共栄火災海上保険株式会社	237	2.04
藍澤證券株式会社	170	1.47
INTERNATIONAL CORE EQUITY PORTFOLIO DFA INVESTMENT DIMENSIONS GROUP INC	169	1.46
朝日生命保険相互会社	155	1.33

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除した上、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式
該当ありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 福井 淳 指定有限責任社員 深井 康治	56	(報酬等について監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由) (注) 3

- (注) 1. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額56百万円。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

7. 業務の適正を確保する体制

(1) 業務の適正を確保する体制

当行が業務の適正を確保する体制（いわゆる内部統制システム）として、取締役会において決議した事項は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (ア) 「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、役職員が遵守しなければならない法令・ルール等を定める。
 - (イ) コンプライアンスを統括する部署を設置し、当行及びグループ全体のコンプライアンス態勢の整備及び問題点の把握に努める。頭取を議長とし、コンプライアンスをテーマとする拡大経営会議を月1回開催し、顧問弁護士もそのメンバーとする。
 - (ウ) 本部・営業店にコンプライアンス責任者と管理者を配置し、日常業務での適法性のチェックを実施するとともに、「コンプライアンス報告制度」を設け、違反行為の未然防止等を図る。なお、本報告制度の利用者に対して、報告等の行為を理由として懲罰、人事考課への悪影響等、報告者にとって不利益となる行為は行わない。
 - (エ) 使用人の法令・定款違反行為については、賞罰委員会において懲罰を付し、取締役の法令・定款違反については、取締役コンプライアンス規程に基づき、経営会議等による調査を経て、取締役会において具体的な処分を決議する。
 - (オ) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固として対決し、利益を供与しない。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会等の議事録や稟議書等、取締役の職務の執行に係る情報については、行内規程等に従い、適切に保存及び管理を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (ア) リスク管理を適切に行うため、「統合的リスク管理規程」を制定し、カテゴリー毎に所管部を定めて、各種リスクについての管理体制を構築する。また、銀行全体のリスク統括を図る部署を設置し、各種リスクの状況について、必要に応じて取締役会及び経営会議への報告を行う。
 - (イ) 非常時において適切に業務を継続するための「業務継続規則」を制定し、迅速かつ適切に対応することで、経営への影響を最小限に止めることができる体制を整備する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (ア) 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、組織規程及び職務権限規程に基づき、業務執行を行う。また、取締役会の委任の範囲内で決議・協議等を行う機関として、「経営会議」を設置し、業務執行の決定の迅速化を図る。

- (イ) 取締役会で決議された事項は、3ヶ月毎にその進捗状況を取締役会へ報告することで、完了までの管理・把握を行う。
- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (ア) グループ会社におけるコンプライアンス、当行への適切な報告、リスク管理、職務執行の効率性など業務の適正を確保するため、グループ会社を運営・管理する統括部署を設置するとともに、「清水銀行グループ運営管理規程」を定める。また、グループ会社は、「グループ会社協議・報告一覧」に基づいて、当行への協議・報告を行う。
- (イ) 当行は、必要に応じてグループ会社に立ち入り、監査を行う。
- (ウ) 当行及びグループ会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の信頼性を確保するための体制を整備する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、1名以上配置する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項
- (ア) 補助すべき使用人が兼任で監査業務の補助を行う場合は、当該補助業務に関しては取締役(監査等委員である取締役を除く)等の執行部門の指揮を離れ、監査等委員会の指示、命令に従う。
- (イ) 補助すべき使用人の人事異動や評価等については監査等委員会の意見を尊重する。
- ⑧ 取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- (ア) 当行及びグループ会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は、当行の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査等委員会に遅滞なく報告するものとし、当行及びグループ会社の使用人は主管部署を通じて、担当取締役、グループ会社取締役から報告するものとする。また、当行及びグループ会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人は、監査等委員会から業務について報告を求められたときは、協力するものとする。
- (イ) 上記の報告を理由として懲罰や人事考課への悪影響等、報告者にとって不利益になる行為は行わないものとする。

- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は内部監査部門等との連携を保ち、当行が対処すべき課題、内部管理体制における課題などについて定期的に意見交換を行う。また、監査等委員会は、会計監査人や外部専門家の意見を聴取するなどし、適正な監査に努める。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況
取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当行の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。
- ① 内部統制システム全般
当行及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当行の監査部がモニタリングしている。
- ② コンプライアンス
当行は、当行及びグループ各社の従業員に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、行内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っている。また、当行は法令等遵守規程「コンプライアンス報告制度」により相談・通報体制を設けており、グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めている。
- ③ リスク管理体制
(ア) 当行は、リスク管理に関する基本規程として「統合的リスク管理規程」を定め、取締役会を中心としたリスク管理体制を構築している。この規程に基づき、各種のリスクカテゴリーごとに「リスク管理規則」「リスク管理手続」を制定し、具体的な管理の実施方法等を定めるとともに、取締役会や経営会議への報告等を行っている。
(イ) 当行は、実効性のあるリスク管理を行うため、年度ごとのリスク管理に関する計画を策定し、これに基づくリスクの把握、分析、評価を実施している。
- ④ 内部監査
監査部が作成した内部監査計画に基づき、当行及びグループ各社の内部監査を実施している。

8. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

10. 会計参与に関する事項

該当ありません。

11. その他

該当ありません。

第146期末 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目		金額	科目		金額
(資産の部)			(負債の部)		
現金預け	金	216,178	預金	金	1,494,257
現預金		20,938	当座預金		71,534
預金		195,239	普通預金		664,662
商品有価証券		523	貯蓄預金		15,233
商品		188	通知預金		2,321
商品		335	定期預金		708,090
金銭的信託		1,000	定期積		8,371
有価証券		310,524	その他の預	金	24,042
国債		67,332	譲渡性の預	金	69,400
地方債		64,901	債券借取受	金	22,914
株式		69,950	借入金	金	104,500
その他の証券		18,956	外債	金	104,500
貸出		89,382	外国為替	替	9
引当		1,211,117	未払外為替	替	9
手形		4,135	その他の負	債	5,279
証券		12,230	未決済		31
当座		1,081,593	未払法人	替	914
外為替		113,158	未払費用	等	737
外国店預		1,932	前受	収	611
立外店為		7	給付補填	備	0
その他の資産		26,367	金融商品等	受	936
未決済		43	リース	入	140
前払費用		55	資産の除	去	572
未収		1,526	その他の負	債	45
金融商品等		107	賞与引当	金	1,289
その他の資産		12	退職給付引	当	440
有形固定資産		24,622	支払	承	432
建物		16,639	負債の部	計	4,658
土地		6,649			1,701,892
リース		9,114	(純資産の部)		
その他の有形固定資産		503	資本	金	10,816
無形固定資産		372	本剰	余	7,413
ソフトウェア		469	資本剰	備	7,413
リース		360	利益剰	余	61,803
その他の無形固定資産		31	利益剰	備	8,670
前払延税引当		78	その他の利益剰	余	53,133
年税引		12	別途積立	金	50,632
延税引		2,214	繰越利益剰	余	2,501
引当		4,658	自己株	式	△248
倒引		△6,839	株主資本	合	計
			その他の有価証券	評	79,784
			延へツジ	差	2,984
			評価・換算	額	71
			新株予約	等	3,055
			純資産の部	合	計
			負債及び純資産の部	合	計
資産の部	計	1,784,805			82,912
					1,784,805

第146期 損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目		金額	金額
経	常		21,874
資	金	15,805	
	貸有コ預金	12,567	
	利	3,114	
	の	0	
	受	111	
	取	12	
	の	0	
役	務	4,078	
	受	965	
	取	3,112	
そ	の	1,195	
	債	1,102	
	の	92	
	他	794	
	の	515	
	式	9	
	株	270	
	金		
経	常		18,503
資	金	568	
	預	345	
	讓	1	
	コ	△1	
	債	178	
	の	44	
役	務	1,102	
	支	166	
	払	936	
そ	の	556	
	他	49	
	の	2	
	国	380	
	債	114	
	融	9	
営	融	14,723	
	業	1,552	
	他	1,329	
	の	58	
	倒	164	
	の		
	常		
特	別		3,370
	利		27
	損		
	分	0	
	失	26	
	損		
税	引		3,343
法	人		1,047
法	人		86
法	人		1,134
当	期		2,208

第146期末 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	216,190	預渡性預金	1,490,782
商品有価証券	523	債券貸借取引受入担保金	69,400
金銭の信託	1,000	借費用金	22,914
有価証券	310,148	借費用金	111,455
貸出金	1,204,283	外国為替	9
外国為替	1,939	その他負債	8,172
リース債権及びリース投資資産	13,628	賞与引当金	469
その他資産	30,482	退職給付に係る負債	357
有形固定資産	17,420	役員退職慰労引当金	47
建物	7,169	繰延税金負債	60
土地	9,113	支払承諾	4,658
リース資産	4		
その他の有形固定資産	1,132	負債の部合計	1,708,326
無形固定資産	503	(純資産の部)	
ソフトウェア	366	資本剰余金	10,816
リース資産	19	資本剰余金	7,643
その他の無形固定資産	117	利益剰余金	64,060
退職給付に係る資産	206	自己株式	△248
繰延税金資産	2,308	株主資本合計	82,272
支払承諾見返	4,658	その他有価証券評価差額金	2,991
貸倒引当金	△7,897	繰延ヘッジ損益	71
		退職給付に係る調整累計額	275
		その他の包括利益累計額合計	3,337
		新株予約権	72
		非支配株主持分	1,388
		純資産の部合計	87,071
資産の部合計	1,795,397	負債及び純資産の部合計	1,795,397

第146期 連結損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常収益		27,782
資金運用収益	15,531	
貸出金利息	12,502	
有価証券利息	2,903	
コール口金	0	
預け金	111	
その他の受入利息	13	
役務取引等収益	10,276	
その他の業務収益	1,195	
その他の経常収益	779	
経常費用	779	24,307
資金調達費用	562	
預金利息	345	
譲渡性預金	1	
コールマネー	△1	
債券借取引支払利息	178	
借入金	33	
その他の支払利息	5	
役務取引等費用	6,008	
その他の業務費用	567	
その他の経常費用	15,488	
貸倒引当金繰入額	1,681	
その他の経常費用	1,453	
経常利益	227	3,475
特別損失		27
固定資産処分損失	0	
減損	26	
税金等調整前当期純利益		3,447
法人税、住民税及び事業税		1,144
法人税等調整額		95
法人税等合計		1,240
当期純利益		2,207
非支配株主に帰属する当期純利益		44
親会社株主に帰属する当期純利益		2,163

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

株式会社清水銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士福井 淳 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士深井 康治 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社清水銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第146期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

株式会社清水銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福井 淳 ㊟
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 深井 康治 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社清水銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社清水銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第146期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門及び内部統制部門等と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月11日

株式会社 清水銀行 監査等委員会

常勤 監査等委員 望 月 昭 宏[Ⓔ]

監 査 等 委 員 伊 藤 洋 一 郎[Ⓔ]

監 査 等 委 員 磯 部 和 明[Ⓔ]

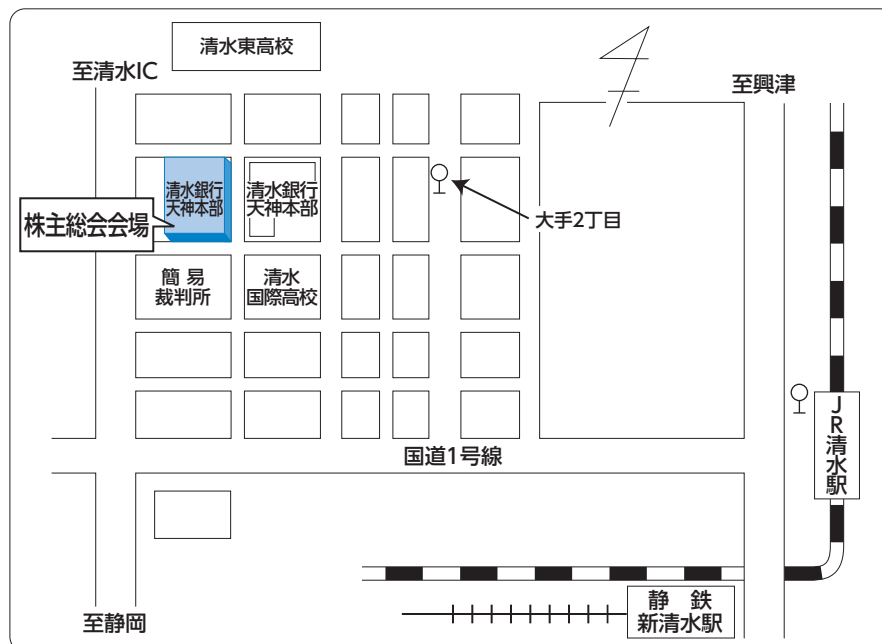
監 査 等 委 員 河 野 誠[Ⓔ]

- (注) 1. 監査等委員伊藤洋一郎、磯部和明及び河野誠は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 当行は、2020年6月25日開催の第145期定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2020年4月1日から上記株主総会終結時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

株主総会会場のご案内

会 場 静岡県静岡市清水区天神一丁目7番30号
清水銀行天神本部 3階大会議室
☎ 054-353-7714 (清水銀行総務管理部)



※最寄り駅のご案内

東海道本線 JR清水駅より徒歩15分
静岡鉄道（電車）新清水駅より徒歩25分 タクシー7分
しずてつ（バス）清水駅前停留所
ジャストライン（バス）1番乗り場、庵原線乗車
大手2丁目バス停下車徒歩3分

※なお、駐車場のスペースに限りがございますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。